

2022年12月13日

LM 法律事務所

弁護士 島田 敏雄

## ご 報 告

【消費者委員会事務局注：Q1 の回答内容は個別事案の詳細のため非公開】

## Q2 破産管財実務において、破産者の財産を把握するために行う作業

- A・破産手続開始申立書等一式、特に決算書類（勘定科目明細）の精査
- ・固定資産台帳等の確認
  - ・経理データ、社内データ（PC、サーバー、メール等）の確認
  - ・役員・従業員等からのヒアリング

## Q3 多数の消費者債権者がいる破産管財業務の苦勞

### A①GS社

- ・破産開始時点で、従業員退職済み、事務所も明渡済み
- ・破産財団が潤沢でない
- ・資金使途の解明が困難（会計士による精査は実施）
- ・代表者が破産手続を取らなかった
- ・被害者の会・被害者代理人に対する情報提供（情報の配当）

### ②KF社

- ・膨大な管財業務（多数の関連会社の処理、換価業務、遠隔地の資産売却等）
- ・破産手続対応（開始決定通知、破産債権届出・債権調査、債権者集会、債権確定手続、配当手続等の各局面における膨大な作業）
- ・問い合わせ対応（破産管財人室・コールセンターの設置）
- ・調査業務（監査法人へ依頼）
- ・捜査対応
- ・債権者への情報提供
- ・国税還付

### ③JCS社

- ・開発中途案件の資産換価（換価困難案件が中心）
- ・関連会社取引の精査（会計士による精査実施）
- ・調査業務・否認権行使
- ・債権者への情報提供（GIL社破産管財人との連携）

#### Q4 破産者による財産隠しが行われやすい事件の種類、事業者の特徴等

##### A 消費者被害型の破産事件の種類

- ①確信犯型：当初から悪意をもって悪質商法を行っているケース
- ②転化型：当初は通常のビジネスを営んでいた（営もうとしていた）が、ビジネススキームに無理があり、あるいは、事業収益を確保できないまま事業を継続し、結果として消費者被害を拡大させたケース（事業終盤は資金調達行為そのものが詐欺性を帯びる形に転化することも）
- ③利 用 型：通常の事業者が悪質な者に利用されるケース

①・③の場合 →当初から財産隠しが企図されている

②の場合 →事業終盤に財産隠しがされる可能性があるが、その時点では資金繰りに窮する状況に陥っているため隠匿すべき財産に乏しいケースが多いのではないかと。

#### Q5 財産の流出先として検討するものにはなにがあるか。

- A 内部：子会社・関連会社、役員、幹部社員、親族など
- 外部：親密取引先、海外など

#### Q6 財産の流出先を探知するプロセスについて

財務諸表や会計帳簿類を書類からどこまでの情報が得られるか。

客観的書類の外にも、手がかりにすることがあるか。

- A・客観的資料から得られる情報の内容は事案により様々だが、悪意をもって隠匿しているケースは、財務諸表・会計帳簿類を見ただけでは分からないことが多い。
- ・不自然かつ高額な資金の移動がないかを確認し、その資金移動の根拠の有無を確認していくというプロセスになると思われる。費用はかかるが会計士への依頼が必要である。
- ・客観的資料以外では、経理担当者等からのヒアリングは必須。  
ただし、財産隠匿に加担していた人物から有益な情報が得られる可能性は低いため、一般の従業員や管財業務への協力者を得ることが重要であり、破産管財人の手腕に頼るところが大きい。

#### Q7 隠匿された財産の探索・取戻し可能性／実効性ある制度・仕組み

破産者によって意図的に隠された財産を探知し、取り戻すことは可能か。どのような場合に可能となるか。

意図的に隠された財産の探知をより実効的なものとするために必要と思われる制度、仕組み等は何か考えられるか。

A・一般には、意図的に隠された財産の探知は極めて困難であると思われる。

- ・捜査機関が強制捜査権に基づき取得・保有する情報は有益であり、事案によっては捜査機関との連携が有効である
- ・隠匿された財産が流出先から転々と移転した場合、追跡自体が困難となり、取戻しも不可能に近いが、流出先に止まっている場合は回収できる可能性がある。
- ・被害回復の観点からは、破産手続開始前の段階でいかに早期に財産を凍結できるかが重要であると思われる。
- ・また、破産手続開始後は、破産管財人の調査権限を強化し、破産者の財産流出先の預金口座、証券口座、不動産等の財産の存在を確認できる手段が付与されることが望ましい。

民事執行法に基づく第三者からの情報取得の制度や、債務者に対する財産開示の制度は、債務名義があることが前提であり、迂遠である。

債務名義がない場合でも、一定の要件を充足する場合（例えば、否認権行使の保全処分の発令要件を充足すると判断される場合など）には、破産裁判所が破産管財人に対して上記のような調査権限を付与し、適切な保全策を講じることができるような制度の創設が望まれる。

**Q8 自転車操業状態に陥っていたことはどのような場合に判明するか。**

公認会計士等の専門家でないとは分からないケースもあるか。

A・破産手続開始後は、破産者が行っていた事業の内容・スキーム、過去の資金繰りの状況（延滞の状況、資金調達の状況）などを確認すれば、「自転車操業に陥っていたこと」自体は公認会計士でなくとも容易に判明すると思われる。

ただし、この点を刑事告訴や役員の実責任追及、あるいは否認権行使の材料として使用するためには、正確な資金繰りと数字を把握する必要があるため公認会計士の補助が必要となると思われる。

・問題は、破産手続開始前の段階で「自転車操業に陥っていること」が判明するか否かであるが、外部からは財務諸表が確認できない以上、確証を得ることは困難である。しかしながら、一定の兆候が相当程度積み重なれば、相応の確度をもって推定することができるのではないかと。

会員に対する利回り等を謳っているスキームでは、債務の支払い遅延自体がスキームの欠陥を露呈することに繋がるため、合理的な首肯し得る事情がないにもかかわらず支払い猶予を求めるような事態が少しでも生じた場合には、その時点で既に自転車操業に陥っている蓋然性が高いと思われる。

消費生活センター・国民生活センター等に同種事案で複数の相談が寄せられている場合には、その段階で、被害拡大を防止すべき必要性が生じていると言ってよく、早期の事業停止や資産の凍結が求められる状況にあると考える。